

一般社団法人別府市医師会定款

目 次

- 第 1 章 名称及び事務所（第 1 条－第 2 条）
- 第 2 章 目的及び事業（第 3 条－第 4 条）
- 第 3 章 会員（第 5 条－第 12 条）
- 第 4 章 総会（第 13 条－第 21 条）
- 第 5 章 役員（第 22 条－第 33 条）
- 第 6 章 理事会（第 34 条－第 38 条）
- 第 7 章 裁定委員会（第 39 条－第 45 条）
- 第 8 章 委員会（第 46 条）
- 第 9 章 団体契約及び意見表明（第 47 条－第 48 条）
- 第 10 章 資産及び会計（第 49 条－第 55 条）
- 第 11 章 事務局（第 56 条）
- 第 12 章 雑則（第 57 条－第 59 条）
- 附 則

第 1 章 名称及び事務所

(名 称)

第 1 条 本会は、一般社団法人別府市医師会と称する。

(事務所)

第 2 条 本会は、主たる事務所を大分県別府市に置く。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第 3 条 本会は、日本医師会及び大分県医師会との連携のもと、医道の高揚、医学及び医術の発達並びに公衆衛生の向上を図り、もって社会福祉を増進することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 本会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

1. 医道の振作、高揚に関する事項
2. 公衆衛生の啓発、指導に関する事項
3. 医療の普及、指導に関する事項
4. 医学の振興に関する事項
5. 医育の整備に関する事項
6. 医師の補習教育に関する事項

7. 医事衛生の調査研究に関する事項
 8. 医業経営の改善に関する事項
 9. 医療資材の改良に関する事項
 10. 会員の相互扶助に関する事項
 11. 医師会相互の連絡調査に関する事項
 12. 別府市医師会立別府青山看護学校に関する事項
 13. 別府市医師会地域保健センターに関する事項
 14. 別府市医師会訪問看護ステーションに関する事項
 15. 別府市医師会居宅介護支援センターに関する事項
 16. 別府市医師会ヘルパーステーションに関する事項
 17. 別府市医師会初期救急医療事業に関する事項
 18. その他目的達成上必要な事項
- 2 前項の事業は、別府市及びその周辺において行うものとする。

第 3 章 会 員

(組 織)

第 5 条 本会は、医師をもって組織する。

(会員の資格)

- 第 6 条 本会は、別府市を区域とし、その区域内に就業所又は住居を有する医師のうち、本会の目的及び事業に賛同したのもをもって会員とする。
- 2 前項の会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。
 - 3 会員は同時に大分県医師会及び日本医師会の会員となる。

(入会、異動及び退会)

- 第 7 条 本会に入会しようとする者は、本会に所定の届出をし、理事会の承認を受けなければならない。
- 2 会員で退会しようとする者は、本会に所定の届出をすることにより、任意にいつでも退会することができる。
 - 3 会員でその届出事項に変更を生じた場合は、前 2 項と同様に、その届出をしなければならない。
 - 4 本会を除名された者で再入会しようとするものについては、裁定委員会の審議裁定を経て、理事会がその再入会を承認することができる。
 - 5 第 2 項の規定にかかわらず、会長は、第 11 条第 6 項（会員の制裁）の審議にかかっている会員からの退会届出の受理を保留し、同条第 1 項に基づく処分を行うことができる。

(会費、入会金及び負担金)

- 第 8 条 会員は、本会所定の会費、入会金及び負担金を本会に納入しなければならない。
- 2 退会しても本会に既納の会費、入会金及び負担金の返還を受けることはできない。

3 会費、入会金及び負担金の額並びにその徴収方法は、総会で別に定める。

(会員の本務)

第 9 条 会員は、医師の倫理を尊重し、社会の信頼と尊敬を得るように努めなければならない。

2 会員は、本会の定款を守り、その秩序を維持するように努めなければならない。

(報告、発表及び意見具申)

第 10 条 会員は、本会の目的及び事業に関して研究又は調査を行い、その結果を本会に報告し、発表することができるとともに、本会の目的及び事業について意見を具申することができる。

(会員の制裁)

第 11 条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、制裁を科すことができる。

(1) 医師の倫理に違反し、会員としての名誉又は本会の名誉を毀損した者

(2) 本会の定款に違反し、又は本会の秩序を著しく乱した者

(3) その他正当な事由があるとき

2 前項の制裁は、戒告及び除名とする。

3 戒告は、会長が理事会の決議を経て行う。

4 除名は、総会の決議を経て行う。

5 第 2 項の規定により戒告又は除名の処分をしたときは、会長は、当該会員に対しその旨通知するとともに、その氏名及び処分事由の概要を、大分県医師会並びに日本医師会に通知しなければならない。

6 裁定委員会は、第 1 項の規定による会員の制裁にあたり、会長より付託を受けた案件について審議裁定を行い、その結果を会長に報告しなければならない。

(会員資格の喪失)

第 12 条 第 7 条第 2 項及び前条第 4 項の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 総会員が同意したとき

(2) 当該会員が死亡したとき

(3) 日本医師会又は大分県医師会の会員の資格を失ったとき

第 4 章 総 会

(総会)

第 13 条 総会は、すべての会員をもって組織し、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(定時総会及び臨時総会)

第 14 条 総会は、定時総会及び臨時総会の 2 種とする。

2 定時総会は、毎年 1 回、招集しなければならない。

3 臨時総会は、理事会の決議を経て、会長が招集する。ただし、5 分の 1 以上の会員から、会議の目的である事項及びその理由を記載した書面をもって、臨時総会招集の請求があったと

きは、会長は、当該請求があった日から6週間以内に臨時総会を招集しなければならない。

- 4 総会を招集するには、会議の目的である事項、日時及び場所その他法令で定める事項を記載した書面による通知を、開催日の1週間前までに（書面評決を予定しているときは2週間前までに）会員に発しなければならない。

（総会の議長及び副議長の選出）

第15条 総会に、議長及び副議長各1名を置く。

- 2 議長及び副議長は、総会において、会員の中から選出する。
- 3 議長及び副議長の任期は、理事の任期の規定を準用する。

（議長及び副議長の職務）

第16条 総会の議長は、議場の秩序を保持し、議事を整理し、会議を主宰する。

- 2 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときはその職務を代理し、議長が欠けたときはその職務を行う。

（議長又は副議長の後任者の選出）

第17条 議長又は副議長が欠けたときは、その後任者を選出しなければならない。

- 2 前項により選任された議長又は副議長の任期は、前任者の残任期間とする。

（総会の任務）

第18条 総会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 決算に関する事項
 - (2) 会費、入会金及び負担金の賦課徴収及び減免に関する事項
 - (3) 会員の除名
 - (4) 理事及び監事の選任及び解任
 - (5) 理事及び監事の報酬等の額
 - (6) 会長及び副会長の選定及び解職
 - (7) 定款の変更に関する事項
 - (8) 本会の解散に関する事項
 - (9) 理事会が付議した事項
 - (10) 大分県医師会代議員及び予備代議員の選出
 - (11) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項
- 2 前項第10号の選出は、大分県医師会において定めたところによる。
 - 3 総会において、会長は、次に掲げる事項を報告する。
 - (1) 第51条第1項に定める事業計画書及び収支予算書
 - (2) 第52条第1項第1号に定める事業報告
 - (3) その他必要な会務報告

（総会の定足数及び決議）

第19条 総会は、会員の過半数の出席がなければ、議事を開き決議することができない。この場合委任状を認める。

- 2 総会の議事は、出席会員の過半数でこれを決する。この場合において、議長は議決に加わらないものとし、可否同数の場合は、議長が決するものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次の決議は総会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

(総会への出席発言)

第20条 役員は、総会に出席して、会員から特定の事項について説明を求められた場合には、当該事項について、必要な説明をしなければならない。ただし、当該事項が総会の目的である事項に関しないものである場合、その説明をすることにより会員の共同の利益を著しく害する場合その他正当な理由がある場合として、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則で定める場合には、この限りでない。

(総会の議事規則)

第21条 総会の議事に関して必要な事項は、総会の決議を経て、別に定める。

第5章 役員

(役員)

第22条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 11名以上 13名以内
- (2) 監事 3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、2名以内を副会長、5名以内を常任理事とする。
- 3 会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長及び常任理事をもって法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(理事の職務)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、本会を代表し、業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、業務を執行する。
- 4 常任理事は、理事会の決議により分担して業務を執行する。
- 5 会長が欠けたとき又は事故がある場合において理事会が必要と認めたときは、理事会の決議により法人法上の代表理事を他の理事の中から選定し、会長の職務を代行する。
- 6 副会長又は常任理事が欠けたとき又は事故がある場合において理事会が必要と認めたときは、理事会の決議により、業務執行理事を他の理事の中から選定し、その職務を代行する。
- 7 会長、副会長及び常任理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査する。監事は、監査報告書を作成しなければならない。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、又は本会の業務及び財産の状

況の調査をすることができる。

- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(役員任期)

第 25 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 会長及び副会長につき、連続して 2 期を超えることはできない。ただし、総会の決議を経て延長することができる。
- 3 理事又は監事は、第 22 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員選任)

第 26 条 理事及び監事は、別に定めるところにより、本会会員の中から、総会の決議によって選任する。

(役員補欠の選任)

第 27 条 理事又は監事が任期途中で退任したときは、なるべくすみやかに、補欠の選任を行うものとする。

- 2 前項により選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員親族等割合の制限)

第 28 条 本会の理事のうちには、理事のいずれか 1 人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれてはならない。

- 2 本会の監事には、本会の理事（親族その他特殊の関係がある者を含む。）及び本会の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(保有株式等に係る議決権行使の制限)

第 29 条 本会が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の 3 分の 2 以上の承認を要する。

(役員解任)

第 30 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬)

第 31 条 理事及び監事に対して、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員責任免除)

第 32 条 本会は、法人法第 114 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる理事及び監事（理事及び監事であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

(顧問)

第 33 条 本会に、顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、総会の決議を経て、会長が委嘱する。
- 3 顧問の任期は、会長の任期による。

- 4 顧問は次の職務を行う。
 - (1) 会長の相談に応じること
 - (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること

第 6 章 理事会

(理事会)

第 34 条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、理事をもって組織し、会長が招集し、その議長となる。
- 3 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって会長に招集の請求をした場合において、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。
- 4 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。
- 5 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、開会することができない。理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(理事会の任務)

第 35 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 常任理事の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を、理事に委任することができない。
 - (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額の借財
 - (3) 基本金に関する事項
 - (4) 重要な使用人の選任及び解任
 - (5) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
 - (6) 内部管理体制の整備(理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備)
 - (7) 法人法第 114 条第 1 項の規定による定款の定めに基づく法人法第 111 条第 1 項の責任の免除
- 3 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べた場合は、この限りでない。

(理事会への報告の省略)

第 36 条 理事及び監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該

事項を理事会へ報告することを要しない。ただし、法人法第 91 条第 2 項の報告については、この限りでない。

(理事会への出席発言)

第 37 条 総会の議長及び副議長は、理事会に出席して、意見を述べることができる。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した会長及び監事は、これに署名・押印しなければならない。

第 7 章 裁定委員会

(裁定委員会)

第 39 条 本会に、裁定委員会を置く。

2 裁定委員会は、5 名以内の裁定委員をもって組織する。

(裁定委員の選任)

第 40 条 裁定委員は、本会会員の中から、総会において選任する。

(裁定委員の任期)

第 41 条 裁定委員の任期は、理事の任期の規定を準用する。

(裁定委員の兼職禁止)

第 42 条 裁定委員は、本会の役員並びに他の医師会の役員及び裁定に関する委員を兼ねることができない。

(身分に関する裁定)

第 43 条 裁定委員会は、次の各号に掲げる事項について、審議しその裁定を行う。

- (1) 第 7 条第 4 項 (除名者の再入会) の規定による会員の再入会に関する事項
- (2) 第 11 条第 6 項 (会員の制裁) に規定する会員の制裁に関する事項
- (3) 会員の身分又は権利義務についての疑義に関する事項

2 前項の裁定を行うにあたっては、当該会員に対して、弁明の機会を与えなければならない。

(紛議に関する調停)

第 44 条 裁定委員会は、会員相互間その他の紛議に関する事項について、審議しその調停を行う。

(裁定委員会に関する規則)

第 45 条 裁定委員会に関して必要な事項は、総会の決議を経て、別に定める。

第 8 章 委員会

(委員会の設置)

第 46 条 会長は、特に必要があると認める場合には、委員会を設置することができる。

2 委員会に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、別に定める。

第 9 章 団体契約及び意見表明

(団体契約)

第 47 条 本会は、社会福祉、社会保険及び公衆衛生上必要な事項について、団体契約を締結することができる。

(行政庁等に対する意見表明)

第 48 条 本会は、第 3 条の目的達成のために必要があると認めるときは、行政庁その他の関係者に対して意見を述べることができる。

第 10 章 資産及び会計

(本会の経費)

第 49 条 本会の経費は、会費及び入会金・負担金、賛助金、寄附金その他の収入金をもって充当する。

(事業年度)

第 50 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 51 条 会長は、毎事業年度の開始の日の前日までに、事業計画書、収支予算書を作成し、理事会の承認を経なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類は、理事会の承認を経た後、総会に報告するものとする。

3 第 1 項の書類は、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 52 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号の書類については、定時総会にその内容を報告し、第 3 号及び第 4 号の書類については、定時総会の承認を受けなければならない。

3 第 1 項の書類のほか、監査報告を事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

4 貸借対照表は、定時総会終結後遅滞なく、公告しなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第 53 条 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(財産の管理責任)

第 54 条 本会の財産は、会長が管理する。

(会計の規程等)

第 55 条 会計に関して必要な事項は、別に定める。

第 11 章 事務局

(事務局)

第 56 条 本会に、事務局を置く。

- 2 本会に、理事会の決議を経て、事務局長を置く。
- 3 本会の事務局の職制に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が定める。

第 12 章 雑 則

(残余財産の帰属)

第 57 条 本会が解散等により清算をする場合において、残余財産があるときは、その残余財産は総会の議を経て、国若しくは地方公共団体又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人に贈与するものとする。

(公告)

第 58 条 本会の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

(委任)

第 59 条 この定款に定めるもののほか、本会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

(会長等に関する措置)

- 2 この法人の最初の会長は河野幸治、副会長は中村英助、常任理事は堀 秀史、渡部純郎、金馬義平、馬場欽也とする。

(役員任期に関する措置)

- 3 平成 25 年 3 月 31 日終了する事業年度に係る定時総会において選任する理事の任期については、第 25 条の規定にかかわらず、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。
- 4 平成 25 年 3 月 31 日終了する事業年度に係る定時総会において選任する監事の任期については、第 25 条の規定にかかわらず、選任後 3 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

(裁定委員に関する経過措置)

- 5 この定款施行の際、現に裁定委員の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、総会において、裁定委員に選任されたものとみなす。

(委員会委員に関する経過措置)

- 6 この定款施行の際、現に委員会委員の職にある者は、改正後の定款の規定に基づき、委員会委員として任命されたものとみなす。

(職員に関する経過措置)

- 7 この定款施行の際、現に本会の職員である者は、従前と同等の勤務条件をもって、改正後の定款の規定に基づき、事務局職員として任命されたものとみなす。

(計算書類等の作成等に関する経過措置)

- 8 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第 50 条（事業年度）の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

令和 4 年 4 月 8 日 一部改正